伊丹空港は、その周辺地域が市街化されているため、環境との調和を図り周辺地域との共生を実現することが極めて重要であり、国及び周辺地方公共団体等との間で締結した大阪国際空港の運用等に関する協定（平成二年）の趣旨に則り、安全・環境対策が適正に実施されることが必要である。

空港運営事業者は、同協定の趣旨に則り、引き続き騒音影響に配慮した空港運用を行うとともに、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）等の法令に従い、防音工事・移転補償の実施等空港の周辺における環境対策を着実に実施する。

4　両空港のコンセッションに関する基本的な事項

(1)　コンセッションの目的

コンセッションの目的は、民間事業者が、そのノウハウを最大限に活用しつつ、投資に対する収益に関し自らリスクを取る統治体制に移行することで、より効率的で緊張感のある経営を実現できる仕組みを確立すること及びコンセッション対価の収受により債務の早期の確実な返済を行い関西空港の国際拠点空港としての再生・強化及び関西全体の航空輸送需要の拡大を図ることにある。また、コンセッションの実施は、関西空港が、長期安定的な資金調達の下での「整備」の段階から、収益性の強化を追求する「運営」の段階に移行することからの要請でもある。新関空会社は、これらを踏まえ、可能な限り速やかにコンセッションの実現を図るものとする。

(2)　コンセッションに向けての取組

新関空会社は、債務の早期の確実な返済を可能とする条件でコンセッションを実現する必要があり、更なるキャッシュフローの増大を図ることが重要である。このため、成長戦略及び経営改善計画の策定とその実施を通じて、収益性と透明性に優れた会社構造を構築し、事業価値向上に努める必要がある。

このため、経営統合後速やかにコンセッション実現に向けた体制を構築し、市場との対話、コンセッション契約の詳細の検討等の準備を進めるとともに、経営統合による効率化を最大限図ることとし、特に、組織、人員の削減、経費の節約に向けた取組を着実に実行し、コンセッション後の空港運営権者による選択と集中に基づく経営に資する必要がある。

5　関西空港に係る特定空港用地保有管理事業に関する基本的な事項

関西空港土地保有会社（旧関西国際空港株式会社）は、空港用地の貸付料収入をもって関西空港の空港用地の整備に要した費用に係る債務の返済を行う会社であることから、債務の早期の確実な返済を行う。

第三　両空港の一体的かつ効率的な運営に資する事業との連携に関する基本的な事項

1　両空港のアクセス交通に係る取組に関する基本的な事項

(1)　両空港間のアクセス交通に係る取組に関する基本的な事項

関西空港の際内ネットワークの充実に加え、両空港の航空ネットワークを連携させ、一体的運用の効果を高めるため、両空港間のアクセスの充実・強化を図ることにより、乗り継ぎ利便性の向上を図ることが求められる。空港運営事業者は、関係事業者との連携を図り、両空港間の往来が可能な限り簡便になるようなアクセス交通の形成に努める。

国及び地方公共団体は、両空港のアクセス時間の短縮に資する高速道路について、その実現に向けて必要な事業採算性等の課題について検討する。

(2)　関西空港のアクセス交通に係る取組に関する基本的な事項

関西空港のアクセス利便性の改善は、国際拠点空港にふさわしい利便性を確保するために不可欠の課題である。空港運営事業者は、鉄道事業者、バス事業者のみならず、神戸方面からの海上アクセスを担う海上運送事業者等の関係事業者と連携しつつ、引き続きアクセス時間の短縮、運賃・料金の低廉化等に積極的に取り組む。

国及び地方公共団体は、京阪神地域からのアクセス改善、とりわけ大阪都心部と関西空港を結ぶアクセス時間の短縮に資する高速鉄道等について、その実現に向けて必要な事業採算性等の課題について検討する。

(3)　伊丹空港のアクセス交通に係る取組に関する基本的な事項

都心部から近距離にある伊丹空港の都市型空港としての特性を活かすため、空港運営事業者は、関係事業者と連携しつつ、駐車場の更なる活用促進策や長距離バスの活用など大阪都心部以外の地域からのアクセスのあり方について検討する。

2　伊丹空港に係る用地の利活用の取組に関する基本的な事項

空港運営事業者は、伊丹空港の事業価値の向上を図るため、伊丹空港内の既存施設の有用性の検証等を行うとともに、空港施設の最適配置等を通じ生じた用地の利活用の方策を検討する。また、環境対策事業により取得した移転補償跡地についても、当該用地からのキャッシュフローが最大化するよう、その売却も含めて当該用地の活用方策について検討する。

これら伊丹空港に係る用地の利活用の検討に当たっては、周辺地域との共存が重要であることに鑑み、地元地方公共団体と連携を図りつつ実施するものとする。

第四　その他

1　国の責務及び講ずべき措置に関する基本的な事項

①　国は、関西空港の国際拠点空港としての機能の再生・強化及び両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西の航空輸送需要の拡大を図るため、コンセッション後も含め、法令に定められた指導監督、認可等の権限を適切に実行しつつ、両空港の円滑な運営、事業価値の増大に資する制度の見直し等を行うとともに、本基本方針に基づく着実な施策推進を図るものとする。また、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百七条の三第一項に基づく許可をはじめとする許認可等を行うに当たっては、両空港を運用する空港運営事業者の意向にできる限り配慮するものとする。

②　国は、新関空会社に対して人的及び技術的な支援を積極的に実施し、可能な限り早期に適切な条件で両空港のコンセッションが実現するよう必要な環境の整備に努めるものとする。

2　地方公共団体等の協力、連携等に関する基本的な事項

①　関係地方公共団体及び地元商工関係団体は、両空港の利用の促進及び利用者の利便の確保を図るため、観光旅客の誘致、産業の振興、公共交通の利便性の向上等の施策を相互に連携を図りながら実施するよう努めるものとする。

②　関係地方公共団体及び地元商工関係団体は、関西空港の国際拠点空港としての機能の再生・強化及び両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西の航空輸送需要の拡大を図る観点から、相互に連携し、両空港における航空輸送のあり方の方向性についての共通認識の形成に努めるものとする。

③　空港運営事業者は、空港周辺地域における自治体の協力の重要性、関西空港への出資等これまでの経緯等に鑑み、関係地方公共団体及び地元商工関係団体に対し必要な情報提供を積極的に行う等空港運営に関し緊密に連携を図るものとする。

④　空港運営事業者は、両空港の運営がこれまで多年にわたり地元市町の理解と協力のもとで行われてきたことに鑑み、今後も、地元との共生関係の維持に努めるものとする。

3　両空港を取り巻く状況変化への対応

①　国は、関西空港の国際拠点空港としての機能の熟度、関西の航空輸送需要の動向その他両空港を取り巻く状況の変化及びコンセッションの実現に向けた環境整備の必要性を踏まえ、経営統合法第三十四条に定める協議会の意見を聴きつつ、本基本方針を適時に（概ね三年を目途）かつ適切に見直すものとする。

また、空港運営事業者は、両空港の運営に当たり本基本方針の見直しが必要であると認めるときは、国に対しその旨の申し出を行うものとし、国はそれを十分尊重するものとする。

②　空港運営事業者は、伊丹空港について、中央リニア新幹線の開通など周辺状況の抜本的な変化を見通し、その廃港も含め、将来のあり方を今後検討する。